

第 1 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年1月25日 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 13番 平尾 秀元 委員
 - 14番 茂古沼 憲宏 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 地目変更登記に係る釧路地方法務局帯広支局登記官からの照会について

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 　ただ今から、令和3年第1回音更町農業委員会総会を開催いたします。
　ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
　議事録署名委員は、13番 平尾委員、14番 茂古沼憲宏委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 　(報告第1号第1項から第6項朗読、説明)
- 議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 　(全員なし)
- 議 長 　なければ、報告第1号を終了いたします。
　次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 　(報告第2号第1項から第4項朗読、説明)
- 議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 　(全員なし)
- 議 長 　なければ、報告第2号を終了いたします。
　次に、報告第3号「地目変更登記に係る釧路地方法務局帯広支局登記官からの照会について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 　(報告第3号第1項朗読、説明)
　本件につきましては、農林水産省からの通知により、登記地目の変更申請がされた際に、農地転用許可書や非農地証明書が添付されていない場合、法務局は農業委員会に現況地目の確認等について照会して、農業委員会はこれに速やかに回答することとされております。
　今回、町内の土地について、登記地目を畑から宅地に変更するため、地目変更登記申請がされたことにより、法務局より農業委員会に照会があったものについて、照会された日から2週間以内に回答することとなっていることから、総会に諮ってから回答することができないものについては、事務局長名で回答したものについて、次の総会で報告するものとされているため、報告するものになります。

現地調査については、地区担当委員と事務局職員で実施しており、現況地目は非農地であることを確認してきていることを申し添えます。以上、報告とさせていただきます。

議 長 報告第3号の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 土地所有者は新たに糞尿処理施設を建設したということですがけれども、先ほど事務局から説明がありましたように法務局から照会がございました。事務局から伺った話では、自己所有の農地を自分の農業経営のために200平方メートル未満の面積で農業施設へ転用する場合は、農業委員会の許可が不要ということでありました。現地は167平方メートルで、「調査書」の3ページの図のとおり、通路を含んだ三角形の部分でございます。非農地であると確認してまいりました。以上です。

議 長 安田委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第6項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
なお、第1項につきましては、後ほど議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請が、第3項から第5項につきましては、議案第6号において農業経営基盤強化促進法の規定による要請が、第6項につきましては、議案第7号においてあっせん申出がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第6項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第6項については、要件を満たしていると確認いたしました。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 先日、譲受人の所へ行って現地確認とお話を伺ってまいりました。こちらの土地は、
譲受人の畑の隣に国有林があり、その一部分でございます。長年に渡り畑として使用
していたため、売払いを受けるものでございます。価格につきましては、売払いのた
め通常より低くなっております。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4番 先日、貸主のお宅にお邪魔いたしまして、お話を伺ってまいりました。借主のお父
様と懇意であるということで経営主である息子さんが経営規模拡大のため3条での賃
貸借ということでお話を伺っております。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 今回の3条の契約ですが、先ほどの議案第1号第1項の案件に関連いたしまして、
今回の借主が地続きの農地を使っておられることから、合意解約された後、耕作して
もらえないかということで直接お話がされて出てきた案件でございます。賃貸料につ
きましては妥当な金額であると思われま
す。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7 番 貸主と借主は義理の兄妹ということで、貸主の旦那様が一昨年亡くなられましたが、

その数年前から体調不良のため耕作できなくなり、全ての農地を今回の借主が耕作されておりましたが、この畑だけが3条申請から漏れていたということで出された案件でございます。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9 番 この案件につきましては、1月15日に借主にお会いし現地調査並びにお話を伺って
まいりました。貸主は91歳ということで高齢により引退されるということで、近所
の今回の借主にお貸ししたいということでございます。賃貸料につきましては適正で
あると思われま
す。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。
第1項については、久保委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する

法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、久保委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第4号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の7ページから9ページのとおりであります。利用状況は、雑種地となっております。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。林委員から調査報告をお願いいたします。

6番 1月17日に久保委員とお話をさせていただきました。地目の整理をしたいということでございます。現地は柵に囲まれた鉄塔が建っているところでございます。農地ではないことを確認してまいりました。以上です。

議長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。
久保委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の10ページから12ページのとおりであります。利用状況は、原野となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をいたします。

先日、現地は他の所有者の農地の先にありまして、入って行って確認とはいきませ

んでしたが、目視と近隣で作られている耕作者が2名ほどおりますので、その方からも原野であると確認をさせていただきましたし、先般、土地の所有者ご本人にも電話で確認をいたしました。

原野であるということを確認してまいりました。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の13ページから15ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第3項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので、調査報告をいたします。

先般、現地は確認済みであります。宅地の利用状況でありますし、現在借りて耕作されている方がもう少ししたら買うということで、宅地周りの地目の整理でございます。利用状況は先ほど述べたように宅地で確認をしてまいりました。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から第6項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。

以上、第1項から第6項までにつきましては、別添「調査書」16ページから17

ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項から第6項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第6項について、決定いたします。
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしく願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。
本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適

格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

- 10番 第1項、柏寿台地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた稲穂地区のBさん（45歳）を選定いたしました。
- 第2項、鎮鍊地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた鎮鍊地区のDさん（57歳）、同じく、鎮鍊地区のEさん（54歳）の2名を選定いたしました。
- 第3項、鎮鍊地区のCさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた鎮鍊地区のDさん（57歳）を選定いたしました。
- 第4項、帯広市のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた柏葉地区のGさん（53歳）を選定いたしました。
- 第5項、高倉地区のHさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた高倉地区のIさん（61歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第7号第1項から第5項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第5項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第8号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第8号朗読、説明）

議長 説明が終わりました。皆さんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第8号について、原案のとおり決議してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第8号について、原案のとおり決定いたします。
 以上で議案は全て終了しました。
 以上をもちまして、令和3年第1回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

 (閉会 午後3時50分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年1月25日

議 長 石 川 清 光